

基本契約条項

不用物品売払契約条項

(契約の目的)

第1条 乙は、この契約に定める条件に従い、当該仕様書に定める契約物件の代金を履行期限までに納付し、甲は、契約物件を乙に引渡すものとする。

(債権の引受け等の承認)

第2条 乙は、次の各号に掲げる場合は、あらかじめ、書面により甲の承認を受けなければならない。

(1) この契約に基づく債務の全部又は一部を第三者に引き受けさせる場合

(2) この契約に基づく債権の全部又は一部を第三者に譲渡する場合

2 甲は、前項に掲げる場合においては、この契約の履行上支障を生ずるおそれがない限り、速やかに承認を与えるものとする。

(代理人の届出)

第3条 乙は、この契約の履行に関する事務の全部又は一部を行わせるため、代理人を選任する場合は、あらかじめ、書面により甲に届け出なければならない。

(所有権の移転)

第4条 契約物件の所有権は、乙が代金を納付したときをもって、甲から乙に移転するものとする。

(契約物件の引き取り)

第5条 乙は、代金を納付したときは、甲に代金の納付を証明する書類等を提示するとともに、甲の指定する職員に受領書を提出し、契約物件を引き取るものとする。

2 前項に規定する契約物件の引き取りは、乙が代金を納付した日から10日以内（以下「引取期限」という。）とする。

3 乙は、第1項に規定する契約物件を引き取る場合は、引取予定期日その他必要事項を甲に通知しなければならない。

4 所有権移転後、乙が契約物件を引き取るまでの期間は、乙が自ら管理する場合を除き、甲は、善良な管理者の注意をもって、これを保管しなければな

らない。

5 乙は、契約物件の引き取りに際して、乙の責めに帰すべき理由により甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

6 前項に規定する損害賠償の額は、甲乙協議して定めるものとする。

7 甲は、乙が第5項の規定に基づく損害賠償額を甲が指定する期限までに納付しない場合は、当該損害賠償額に対し、期限の終了した日の翌日から納付のあった日までの日数に対して年3.0%の利息を付して徴収するものとする。

(契約保証金による充当)

第6条 甲は、第14条第1項の規定により違約金を徴収する場合に、乙が納付した契約保証金があるときは、これを充当するものとする。

2 乙が契約保証金に代えて担保を提供した場合には、前項の徴収は、相当の期間を定めて行うものとし、その期間内に納付がなかったときは、当該担保は甲に帰属するものとする。

(延滞金)

第7条 乙は、代金を履行期限までに納付しなかったときは、当該代金に対し、履行期限の翌日から納付した日までの期間につき、年3.0%の割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

(危険負担)

第8条 所有権移転前に、甲乙双方の責めに帰すことができない理由により、契約物件を引き渡すことができなくなった場合は、甲は、契約物件の引き渡しの義務を免れるものとし、乙は、その代金の納付の義務を免れるものとする。

2 所有権移転後から引き取りの時までに、甲の責めに帰すことができない理由により、契約物件を引き渡すことができなくなった場合は、甲は契約物件の引き渡しの義務を免れるものとし、乙は、その代金の返還を請求することができない。

(契約物件の契約不適合)

第9条 乙は、契約締結後、契約物件に数量の不足又は契約不適合のあることを発見しても、代金の減額、修補（良品との取り替え及び数量不足の場合における数量の追加）の請求、契約の解除又は損害賠償の請求をすることはで

きない。

(契約の変更)

第10条 甲は、乙の契約物件の引き取りが完了するまでの間において必要がある場合は、契約物件の引取期限、引取場所、その他この契約に定めるところを変更するため、乙と協議することができる。

2 前項の規定により代金の変更が生ずる場合は、乙は、当該契約に関する見積書を速やかに甲に提出しなければならない。

(事情の変更)

第11条 甲及び乙は、この契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃、その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため協議することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により代金の変更に関して協議を行う場合に準用する。

(甲の解除権)

第12条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙の責めに帰すべき理由により代金を履行期限までに納付しなかった場合

(2) 乙の責めに帰すべき理由により代金を納付することができなくなった場合

(3) 乙が契約上の義務に違反したことによってこの契約の目的を達することができなくなった場合

2 甲は、前項に定める場合のほか、甲の都合により必要がある場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(乙の解除権)

第13条 乙は甲がその責めに帰すべき理由により、契約上の義務に違反した場合においては、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(違約金)

第14条 甲は、第12条第1項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除し

た場合は、代金（一部解除の場合は、解除部分に相当する代金）の10パーセントに相当する金額を乙から違約金として徴収するものとする。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が違約金の額を越える場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 第7条の規定は、違約金の徴収の場合に準用する。

（損害賠償）

第15条 甲は、第12条第2項の規定により、この契約の全部又は一部を解除した場合は、乙の請求により、乙に生じた損害を賠償しなければならない。

2 第13条の規定によるこの契約の全部又は一部の解除は、乙が乙に生じた実際の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 前2項に規定する損害賠償の請求は、契約の解除の日から30日以内に書面により行わなければならない。

（秘密の保全）

第16条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者に洩らし、又は利用してはならない。

2 甲は、この契約において甲の指定する秘密事項がある場合は、乙にその旨を通知し、乙は特約条項の定めるところにより秘密の保全に万全を期さなければならない。

（原価調査）

第17条 甲は、この契約の締結に先立って原価計算方式により算定した予定価格に係る実際の原価を確認する必要がある場合、又はこの契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全若しくはその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳票類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出又は提示を求め、又は甲の職員を乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入らせ、調査させることができる。

2 甲は、前項に定めるもののほか、この契約の事後に締結する契約の契約金額の適正を期するため、原価調査を行う必要がある場合は、乙に対し、この契約に係る支払金額に影響を与えないことを前提として前項の調査を実施することができる。

3 乙は、やむを得ない理由がある場合を除き、前2項に規定する調査に協力

するものとする。

(紛争又は疑義の解決方法)

第18条 この契約について定めのない事項及び甲乙間に紛争又は疑義の生じた事項については、その都度甲乙協議して解決するものとする。

(その他)

第19条 この契約の履行については、この契約条項に定めるもののほか、特約条項の定めるところによる。

2 特約条項にこの契約条項と異なる定めのある場合は、特約条項の定めるところによる。

3 この契約においては、乙は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(裁判管轄)

第20条 この契約に関する訴訟は、東京地方裁判所の管轄に属するものとする。